

# 最低賃金に関する要望 (概要)

2022年4月21日

日本商工会議所・東京商工会議所

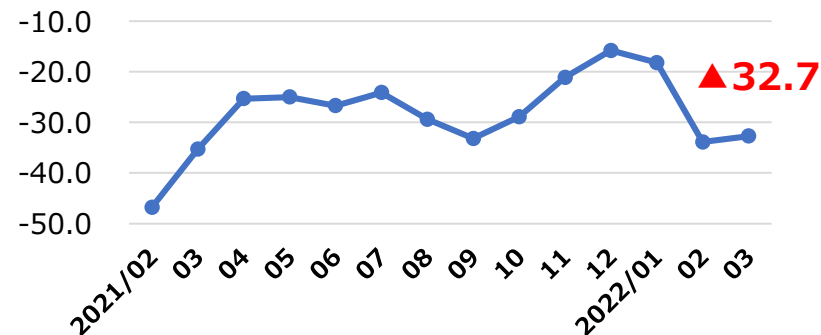
# 1. 現状認識

- コロナ禍の長期化に資源価格や原材料費の高騰も相まって、わが国の経済情勢は力強い回復に至らず、先行きも予断を許さない。企業業績は「K字型」の回復を示し、業績が好調な企業には賃上げや将来への投資が期待される一方、コロナ禍の影響を強く受けてきた飲食業、宿泊業等においては依然として厳しい業況の企業が多く、事業の継続と雇用の維持に対する支援が求められる。
- 「成長と分配の好循環」を実現するには、生産性向上や取引適正化を通じた企業による自発的な賃上げの促進が不可欠。政府による「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を始めとした取組の粘り強い継続と実効性の強化により、多くの企業の賃上げにつながる必要がある。
- 最低賃金は近年3%台の大幅な引上げが続き、多くの中小企業・小規模事業者から、経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声が聞かれている。最低賃金は、法が定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）に基づき、中央・地方の最低賃金審議会における公労使の議論によって決定されるものであり、労働者のセーフティネット保障として全ての企業に強制力をもって適用されることから、最低賃金の引上げを賃上げ政策実現の手段として用いることは適切でない。

## < 業種別業況DI >

	2021年		2022年				先行き見通し	
	3月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
全産業	▲ 35.3	▲ 28.9	▲ 21.1	▲ 15.8	▲ 18.2	▲ 33.9	▲ 32.7	▲ 28.8
建設	▲ 18.4	▲ 22.1	▲ 18.2	▲ 16.3	▲ 21.5	▲ 22.9	▲ 23.6	▲ 26.7
製造	▲ 33.6	▲ 14.7	▲ 13.7	▲ 9.3	▲ 6.9	▲ 21.1	▲ 25.0	▲ 24.4
卸売	▲ 35.0	▲ 32.1	▲ 20.8	▲ 11.6	▲ 18.1	▲ 38.2	▲ 33.3	▲ 37.3
小売	▲ 33.9	▲ 42.2	▲ 35.2	▲ 30.0	▲ 26.7	▲ 43.8	▲ 40.9	▲ 36.2
サービス	▲ 48.5	▲ 34.8	▲ 18.9	▲ 12.5	▲ 20.4	▲ 43.2	▲ 39.0	▲ 24.7

## < 全産業業況DI >



# 2. 要望内容①

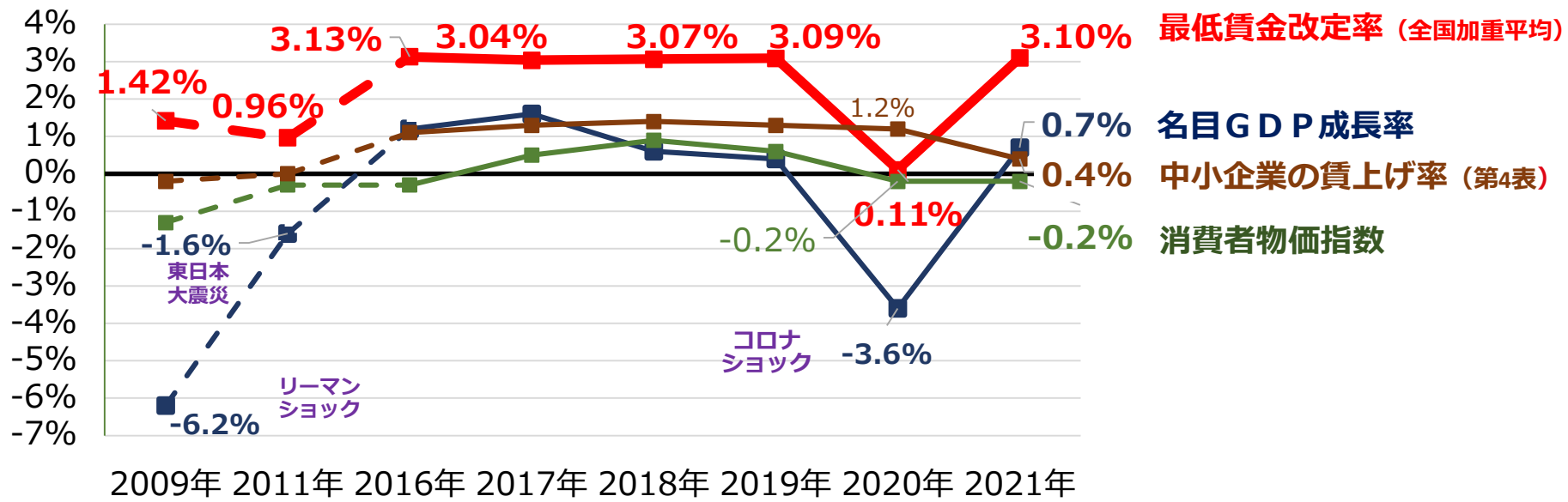
## 1. 労使代表参加のもと、中小企業の経営実態を反映した政府方針の決定を

- 最低賃金は2016年に「年率3%程度を目途として引上げていく」旨の政府方針が示されて以降、一昨年度を除き、**名目GDP成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率を大きく上回る3%台の大幅な引上げが続いている。**
- 昨年度は事実上、**政府方針を追認する形で、コロナ禍に苦しむ中小企業の経営実態を超える大幅な引上げとなった。**

### <具体的要望項目>

最低賃金が目指す水準等について政府方針を示す場合には、その決定に際し、労使双方の代表が意見を述べる機会を設定し、経済情勢や賃上げの状況などを十分に反映すること

<最低賃金の引上げ率と主要データの増減率>



## 2. 要望内容②

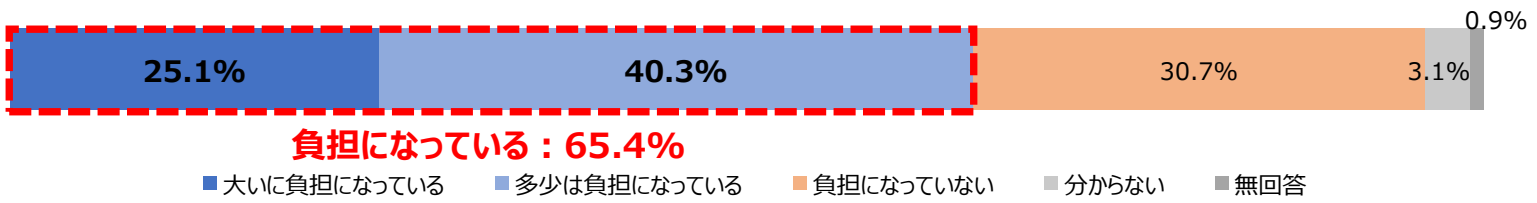
### 2. 明確な根拠のもとで納得感のある水準の決定を

- 最低賃金の主たる役割・機能は**労働者のセーフティネット保障**であり、業績の良し悪しに関わらず**全ての企業に対して罰則付きで一律に適用**される。
- 近年の大幅な引上げにより、当所が本年2月に実施した調査では、「最低賃金引上げの直接的な影響を受けた中小企業の割合」は40.3%とここ5年で9.3ポイント増加（2017年調査時31.0%）し、現在の最低賃金額が「負担になっている」と回答した企業の割合も65.4%に達しているなど、**中小企業の負担感が増している**。

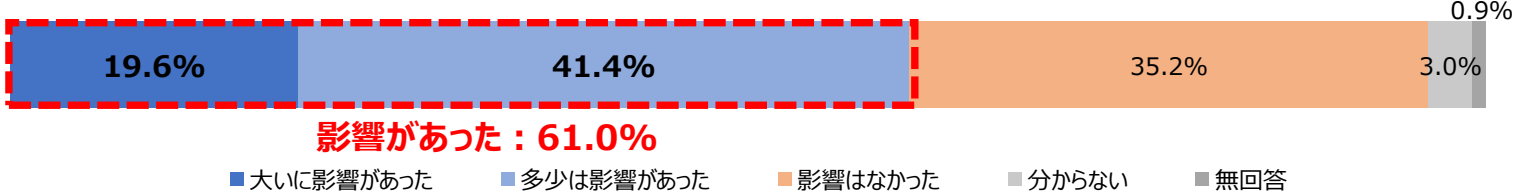
#### <具体的要望項目>

最低賃金の審議においては、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、法が定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）に基づき、各種指標・データによる**明確な根拠のもとで納得感のある水準の決定**

#### <現在の最低賃金額の負担感>



#### <2016年～昨年までの6年間の引上げ（合計132円）に伴う経営への影響>



## 2. 要望内容③

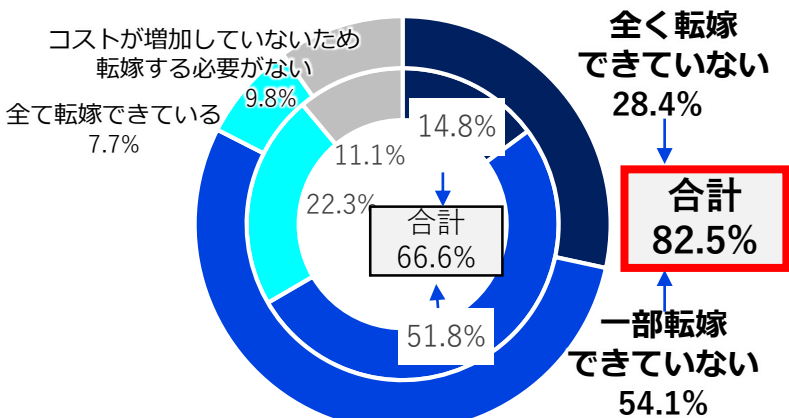
### 3. 中小企業が自発的に賃上げできる環境整備に向けた取組の推進を

- 当所が本年3月に実施した調査では、2021年度に所定内賃金の引上げを実施した企業（予定含む）は46.7%であり、そのうちの7割の企業は業績の改善に裏打ちされていない賃上げとなった。
- また、昨年11月に実施した調査では、人件費や燃料費などコスト増加分の価格転嫁ができていないとする企業が、BtoB、BtoCともに8割に達している。

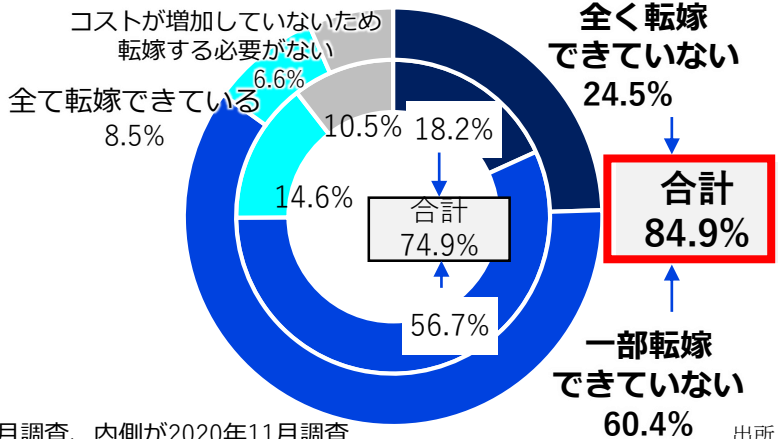
#### <具体的要望項目>

- デジタル活用等の設備投資や働き方改革の支援、「パートナーシップ構築宣言」による取引適正化の一層の推進など、中小企業が自発的に賃上げできる環境の整備
- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」、大企業と下請中小企業との取引の更なる適正化に向けた「5つの取組」の着実な推進、フォローアップを通じた実効性の強化
- 「業務改善助成金」、「中小企業向け賃上げ促進税制」の活用促進など、コロナ禍の影響を強く受ける飲食業、宿泊業等の事業者を中心とした経営継続、雇用維持の支援

<価格転嫁の動向（BtoC）>



<価格転嫁の動向（BtoB）>



## 2. 要望内容④

### 4. 地域の経済実態に基づいたランク制の堅持を

- 最低賃金は、47都道府県を所得・消費関係、給与関係、企業経営関係の19の指標をもとにA～Dの4ランクに分け、ランクごとに目安額を決定している。
- 現在のランク制は各地域の状況を反映し目安額を決定する合理的なシステムであるとともに、制度として定着し、地方最低賃金審議会の円滑な審議に重要な役割を果たしていることから、堅持すべきである。

**[具体的要望項目] 地域の経済実態に基づいたランク制の堅持**

### 5. 改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を

- 例年、地域別最低賃金は、各都道府県の地方最低賃金審議会での改正決定後、ほとんどの都道府県では10月1日前後に発効するプロセスとなっている。各企業は2カ月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業から負担が大きいといった声が聞かれている。

**[具体的要望項目] 10月1日前後の発効ではなく、年初めまたは年度初めの発効とすること**

### 6. 特定最低賃金の廃止に向けた検討を

- 特定の産業または職業について設定される特定最低賃金は、関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも高い金額水準が必要と認められた場合に改定・新設される。
- 昨年度、地域別最低賃金額を下回るにも関わらず改定されなかった特定最低賃金に関しては、関係労使が協議の上、廃止に向けた検討を行っていくことが望ましい。

**[具体的要望項目] 地域別最低賃金額を下回る特定最低賃金の廃止に向けた検討**